

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大木町長

市町村名 (市町村コード)	大木町 (40522)
地域名 (地域内農業集落名)	大莞地区 (高橋、大藪、奥牟田、三八松、筏溝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (参考:第1回令和6年9月19日) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区の主な作物は水稲、麦、大豆があり、イチゴ、アスパラガス、きのこの栽培も行われている。  
現在は認定農業者により地区内の農地は管理できているが、農業者の高齢化が進み、後継者の確保や遊休農地増加が懸念される。  
農産物の価格低下や農業資材、燃料の高騰により、所得が上がらないため離農者が増加している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

現在の担い手が可能な限り農地を耕作していく。農業者の高齢化、後継者の確保は今後も課題となる。  
作物については水稲、麦、大豆、イチゴ、アスパラガス、きのこの栽培を継続しつつ、循環型農業や環境保全型農業を推進し、付加価値の高い農産物、収益性の高い新規作物の栽培に取り組む。  
農業経営を継続するため、補助金の充実や採択条件の緩和を行い、生産から加工、販売の仕組みの構築が必要  
担い手同士の連携を図り、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。  
持続的に農地の利用を図りながら農業者のやる気向上、地域コミュニティーの活性化のため、担い手と地域が一体となって農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	234.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	231.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、担い手(認定農業者)を中心に集積・集約化を進める。 補助事業を活用した畦畔の撤去や出入作の解消を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備農地の整備
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村やJA及び関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 担い手と地域住民が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農法人等の農作業受託により農地を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害対策として大川・大木猟友会に業務委託し、有害鳥獣駆除を実施
- ②肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和、環境負荷軽減のため、化学肥料低減に向けて取組む農家の支援(わらすき込み、液肥の利用等)
- ⑦遊休農地増加を防ぎ、適正な農地の管理、保全のため、小規模農家や多様な農家に対する耕運作業支援が必要
- ⑨経営所得安定対策事業(産地交付金)の活用